

○小山市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年6月30日

規則第17号

改正 令和3年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市男女共同参画推進条例（平成16年条例第14号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小山市男女共同参画推進員)

第2条 小山市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）は、地域において次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域活動に参加し、男女共同参画に関する事項の普及及び啓発を行うこと。
- (2) 男女共同参画推進のための行政施策に協力すること。
- (3) 女性委員候補者登録リストへの積極的な登録を働きかけること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

2 推進員は、活動状況を市長に報告するものとする。

(男女共同参画審議会)

第3条 小山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 審議会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第4条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(小山市男女共同参画推進員設置規則の廃止)

2 小山市男女共同参画推進員設置規則(平成14年規則第11号)は、廃止する。

附 則(令和3年3月31日規則第24号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。